

## 令和元年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和元年12月10日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 同意第 3号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 9 同意第 4号 広尾町監査委員の選任について
- 10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 11 議案第80号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 12 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 13 議案第82号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第84号 町道路線の認定について

### ○出席議員（13名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保  | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝  | 10番 小田 雅二  |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝   |
| 13番 堀田 成郎 |            |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	山	崎	彦
兼	出	山	崎	彦
総	務	白	石	基
総	務	柏	崎	香
併	総	西	内	弥
併	総	折	笠	博
併	総	山	岸	雄
企	画	雄	谷	幸
企	画	及	川	隆
住	民	齊	藤	美
住	民	佐	藤	直
住	民	楠	本	直
兼	住	村	上	洋
保	健	宝	泉	
兼	老	宝	泉	
兼	地	宝	泉	
健	康	村	上	洋
保	健	浜	頭	
保	健	山	崎	義
認	定	道		尚
認	定	成	田	ま
兼	豊	成	田	ま
特	別	金	石	輝
特	別	佐	藤	清
兼	養	金	石	輝
兼	養	佐	藤	清
農	林	平		浩
農	林	寺	井	
兼	町	平		浩
水	産	室	谷	直
建	設	前	田	憲
建	設	北	藤	盛
兼	下	前	田	憲
港	湾	森	谷	
				亨

港湾課長補佐 安岡伸弘

〈教育委員会〉

教育長 菅原康博  
管理課長 山岸直宏  
管理課長補佐 山畑裕貴  
学校給食センター所長 山岸達也  
社会教育課長 小川浩司  
図書館長 奥村京子  
兼海洋博物館長 小川浩司

〈選挙管理委員会〉

委員長 辻田廣行  
併書記長 白石晃基

〈監査委員〉

代表監査委員 大林忠一  
併書記長 大道淳

〈公平委員会〉

委員長 木下利夫  
併書記長 白石晃基

〈農業委員会〉

会長 今村弘美  
事務局長 西脇秀司

○出席事務局職員

事務局長 道淳一  
事務局次長 保坂一也  
総務係主事 西村萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和元年第4回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。  
12月4日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。  
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
次に、本定例会に町長から同意2件、諮問1件、議案12件を受理しております。また、議会から  
意見書案1件を受理しております。  
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・囑託の申し出のあった関係者の  
出席を求めています。  
次に、監査委員より令和元年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手  
元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思  
います。  
一般質問は、4人の議員から通告があり、12月12日に行います。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであ  
ります。本件に対する委員会の報告は、本日10日から12月13日までの4日間とするものです。  
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日10日から13日までの4日間をしたいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 10 日から 12 月 13 日までの 4 日間とすることに決しました。

#### ◎日程第 4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書 18 ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（北藤） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第 3 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

(1)、開催日、令和元年 10 月 10 日木曜日でございました。

(2)、開催場所は、厚真町、むかわ町。

(3) から (5) までは、記載のとおりです。

2、調査の内容。

(1)、胆振東部地震における被害及び復興状況並びに被災者支援の状況について。

①、被害状況について。

平成 30 年 9 月 6 日に発生した「北海道胆振東部地震」では、北海道がかつて経験したことがない「震度 7」を観測した。

人的被害では、多くのとうとい命が失われたほか、数多くの方々が被災した。そのうち、最も被害の大きかった厚真町吉野地区では、崖崩れにより 19 名の方が犠牲となった。

また、住宅の全半壊が 2,000 棟を超えるなど、建物においても深刻な被害となったほか、土砂災害による停電や断水、通信、交通などのライフラインの寸断によって住民生活に深刻な影響が出た。

むかわ町では、市街地の店舗兼住宅の倒壊被害が多く発生しており、特に比較的古い建物に全壊、半壊が見られた。

農業水産関係では、農地や農業用施設への土砂堆積や損傷、林地の大規模崩壊や林道の損傷、農作物等に甚大な被害をもたらした。

1)、地震の概要から 4)、産業関係被害までは、記載のとおりでございます。

②、震災後の対応と復興の状況について。

1)、厚真町の状況。

震災後の人口は、令和元年 8 月末現在で 4,571 人となっており、前年同期と比べて 100 人の減となっている。近年は人口が増加傾向にあったが、今般の災害で増加から減少に転じた。

地震による被害が特に大きい吉野地区では、土砂崩れ等による土石流の発生で災害が発生した。原因としては樽前山等の噴火による火山灰が大量に積もった土壌に、雨水による多量の水分で地盤が軟弱となり、急傾斜地でないところも土砂崩れが発生し、被害が大きくなったものである。

震災により崩落した傾斜地の復旧工事は、冬期間を避け本年5月に着工し急ピッチで進捗しているが、現在も広範囲にわたって崩壊した状態の現場が続いている。

農地については、田畑の土砂の撤去が優先して行われており、今年中に作業を終え、来年は営農を確保する計画としている。

厚真地区では、新設したばかりの富里浄水場が土砂災害により破損したが、直近まで使用していた浄水場を再稼働し、約一月後には全ての断水を解消した。破損した富里浄水場の建物は、現在も土砂で押し流された状態となっているが、今後、浄水場の本復旧工事が開始される見込みとなっている。

農業用のダムや水路も大きな被害を受け、ダムの機能を停止している。運用再開に向けた作業を進めており、供用開始は2023年になる見通しである。

避難所の運営では、町職員だけでは間に合わず、北海道に協力を要請した。

被災した住宅の再建では、住宅全壊に係る国からの支援は300万円だが、義援金等を加えると約700万円になるとのことであった。また、一部損壊等についても町独自の支援を行っている。

## 2)、むかわ町の状況。

むかわ町の人口は、胆振東部地震の影響により令和元年8月末現在で7,952人となっており、前年同期と比べて333人の減となっている。

むかわ市街地区等においては土砂災害による人的被害等はないが、建物被害は、むかわ地区、穂別地区の両方で発生しており、災害廃棄物処理事業（補助対象事業）による解体申請件数は311件で、国補助対象の全壊が144件、むかわ町が補助する大規模半壊、半壊は167件となっている。

むかわ町の経済的被害と胆振東部地震のむかわ町議会の対応の状況については、記載のとおりであります。

むかわ町復興計画について。

策定は令和元年7月。

基本理念。震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指す。

復興の方向性として、被災者の生活再建、災害に強いまちづくり、産業・経済の再生と発展、情報共有と町民参加によるまちづくり、多様なネットワークを大切にするまちづくり。

計画期間等については、まちづくり計画（前期）の終期と同一とし、7年間とする。まちづくり計画を上位計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を関連計画と位置づけている。

推進の手だてとして、計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、不断の見直しを行い、予算編成や国・道への要望に結びつけ、新たな施策展開を図る。

取り組みの見直しとして、復興の取り組みについては、計画期間内の状況変化に対応するため、期ごとに更新する。主な取り組みについては、期ごとに内容を検証、新たな施策の追加や見直しを実施することとしている。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書23ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日は、令和元年10月9日水曜日であります。

以下、（2）、（3）、（4）、（5）につきましては、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

（1）、北海道における電力の安定供給に向けた取り組みについて。

①、北海道ガス株式会社、石狩LNG基地における取り組みについてであります。

1）、石狩LNG基地と北海道ガスの概要についてを報告いたします。

石狩LNG基地は、北海道で唯一の大型LNG（液化天然ガス）輸入基地となっており、LNGをサハリンやオーストラリアなどから輸入、貯蔵し、都市ガス製造を行っている会社でございます。

都市ガスは、道央圏へはパイプラインによって運ばれているほか、LNGは、函館や釧路には内航船で、その他の地域にはローリー車で運ばれているということでございます。

北海道ガスでは、ガスと電気の最適な組み合わせや高度利用を通して、効率性、経済性、環境性、持続性にすぐれた新たなエネルギーシステムの構築により、エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造を目指しております。

LNG基地内では、北海道初のLNG火力発電所が平成30年10月から営業運転を行っております。また、地域特性を生かした持続可能な社会を支えるエネルギー高度利用モデルを実現するため、夕張市や上士幌町、豊富町などの地方自治体と協力、連携し、省エネの推進や畜産バイオマスを核とした資源循環、未利用天然ガスの有効活用など、地域の再生エネルギーを活用したエネルギーの地産地消に向けた取り組みを行っているということございました。

2）、北海道ガス石狩発電所の概要について、ごらんのとおりこの部分については、お目通しいた

だきまして、割愛させていただきます。

3)、主な質疑でございます。

委員からは、LNG発電の長所、短所等について。

説明では、長所としては、維持管理が容易でコストが安く環境性にすぐれており、すすが出ず、二酸化炭素の発生も少なく、価格についても油ほど変動しないということでした。短所としては、タンクを設置する初期投資が極めて高いということで、一定規模以上の工場でなければコスト的に合わないという説明でした。

また、委員からは、災害への対応について。

説明では、LNG基地については、津波対策を行っており、地震は震度7に耐えられる設計となっているということでした。胆振東部地震では、地域によって土地の陥没なども発生いたしましたが、配管のガス漏れの被害はなかったということでした。

このことについて委員からは、天然ガスとシェールガスの違いについての質問がありまして、説明では、シェールガスはほとんどメタンであり、熱量が低いいため、燃料としてコンロで使うためには、LPGの添加量を増やすことになるということでした。

また、委員からは、家庭用のブラックアウト対策についてということでした。

説明では、ガスエンジン発電によってブラックアウトの際も継続して発電が可能であると。ただ、整備費用については、定置式のガス発電では、排熱の有効利用によってコストの回収は可能だということでした。

次に、②の北海道電力株式会社石狩湾新港発電所における取り組みについてでございます。

1)、石狩湾新港発電所の概要について報告いたします。

石狩湾新港発電所は、北海道電力初のLNG（液化天然ガス）を燃料とする火力発電所であり、将来的な電力の安定供給や、既設火力発電所の経年化に対応するとともに、発電用燃料種の多様化と電源の分散化を目的として建設されたということでした。

その後、道内の既設の大型火力発電所の多くが太平洋側に位置しているため、日本海側に設置することで自然災害に備えた大型電源の分散化を図り、電力の大消費地である札幌圏に位置し、資機材の荷揚げに適した港湾インフラが整備されていることなどから、石狩湾新港地域が建設場所に選定されたということでした。

平成31年2月から1号機の営業運転が開始されており、北海道電力の一番新しい火力発電所であり、将来的には3号機まで建設する計画となっているということでした。

2)、北海道電力石狩湾新港発電所の概要については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

採用されているガスタービン・コンバインドサイクル発電方式は、「ガスタービン」と「蒸気タービン」を組み合わせた発電方式となっており、従来型の蒸気タービンによる発電方式と比べ発電効率が62%と高く、世界トップレベルであり、エネルギーの有効利用を図ることができるということでした。

燃料の天然ガスは、石油や石炭に比べ発電時における窒素酸化物の排出量や二酸化炭素の発生量

も少なく、環境特性にすぐれた燃料となっているということでございました。

運用性において、石炭・石油火力発電所に比べて発電出力の調整速度が速く、また、発電機の起動にかかる時間が短いため、刻々と変化する電力需要への即応力を有しているということでございました。

3)、主な質疑について報告いたします。

委員からは、今年の台風15号による千葉県での長期停電のような状況となる可能性についてということでございました。

説明では、倒木の処理に時間を要したことに加え、倒木による道路の閉鎖により復旧資材の到着がおくれたということでございました。北海道においても必要な対策を進めるということでございました。また、北海道の電柱については、積雪も考慮されているため、本州より強いものとなっているが、国の規格が変われば、それに合わせて強化していくということでございました。

委員からは、火力発電所の今後の動向についてということでございました。

説明では、新規の発電所の計画としては、石狩湾新港発電所の2号機、3号機の建設が計画されているということでございました。今年3月に奈井江発電所が休止運用で停止しており、石狩湾新港発電所と入れかわったということでございました。火力発電所の耐用年数は約50年弱と言われておりまして、運転年数が40年を超える火力発電設備は13基中6基となっており、順次発電設備の世代交代について検討、計画をするということでございました。

以上、所管事務調査報告書とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和元年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告であります。

まず、1点目の漁業の生産実績状況についてであります。

資料1ページとなります。

令和元年11月末現在の漁業生産は、地元水揚げ16億6,998万円、外地水揚げ1億4,861万円の

合計 18 億 1,859 万円で、これに外来船水揚げ 13 億 9,933 万円を加え、32 億 1,792 万円となり、前年対比 94.8%、1 億 7,502 万円の減となっております。

漁業種類別の内訳であります。

沖合底びき網漁業が 6 億 1,159 万円、前年比 5,970 万円の増、ツブかご漁業が 2 億 632 万円、前年比 2,985 万円の増、スケソウ刺し網漁業が 1 億 1,119 万円、前年比 3,141 万円の増になったところであります。しかし、秋サケ定置網漁業が 2 億 4,262 万円、前年比 1 億 3,846 万円の減となったところであります。また、シシヤモこぎ網漁業が 2 億 1,790 万円、前年比 3,606 万円の減、タコ空釣り漁業が 7,947 万円、前年比 5,474 万円の減などのほか、エゾバイツブ漁業などの水揚げが減となっているところでもあります。

また、広尾漁業所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が 4,622 万円、前年比 2 億 3,522 万円の減となっております。組合員以外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が 13 億 6,745 万円でほぼ全体を占め、前年比 2 億 4,484 万円の増となっております。

なお、残る今漁期のツブ、スケソウ、沖合底びき、タコ、ホッキ、毛ガニなどの水揚げ額を 4 億円程度と予測しております。令和元年の水揚げ額は地元、外地を合わせて約 36 億 2,000 万円程度と見込んでいるところでもあります。

2 点目の農業生産の見込みについてであります。

このほど J A ひろおの令和元年農業粗生産高予測が提供され、農産、畜産合わせて 77 億 5,190 万円に達し、4 年連続 70 億円を超え、昨年に次ぐ過去 2 番目の生産高となる見通しであります。

主な特徴といたしまして、農産では 6 月から 7 月の低温と日照不足などの影響で作物全体で生育不良が懸念されましたが、その後の高温で早目の収穫期を迎え、好天も後押しし、総じてほぼ平年並みの作況となったところでもあります。中でも小麦は、収量及び品質ともに例年を上回り、1 等反収で 10.4 俵と過去にないほどの豊作となったところでもあります。

飼料用作物のうち牧草は、1 番草の収量は平年を上回りましたが、若干栄養価に不足が見られ、飼料設計による調整が必要となる見込みであります。デントコーンにつきましては、生育及び収量とともに平年並みを確保することができたところでもあります。

農産物全体の粗生産高は、前年比 3.3% 増の約 2 億 9,500 万円の見通しとなっているところでもあります。

次に、畜産であります。

生乳生産量が前年を上回り、ここ数年、乳価も上昇傾向で推移していることから、生産高も前年を上回る結果となりました。

一方、個体販売につきましては、単価が下がっていることから前年を下回る見込みとなり、畜産全体では、前年比 1% 減の約 74 億 5,000 万円となる見通しであります。

次に、3 点目の帯広空港ターミナルビル株式会社の株式譲渡についてであります。

とちか帯広空港の運営委託を進めている帯広市は、令和 2 年からの北海道内 7 空港の一括運営委託に向けて手続を進めておりましたが、このたび各審査を経て本年 10 月 31 日に北海道エアポート

株式会社を帯広空港運営事業者として指定し、帯広市と実施計画が締結されたところであります。これにより、本町が所有している帯広空港ターミナルビル株式会社の株式 55 株については、新たな運営事業者である北海道エアポート株式会社に全株を譲渡することになることから、現在、株式譲渡に関する手続を進めているところであります。

なお、譲渡金額につきましては、55 株で 167 万 4,805 円の予定であり、予算につきましては、一般会計の歳入の財産収入に計上済みであります。

次に、4 点目の火災の発生についてであります。

12 月 9 日午前 8 時 29 分ころ、西 2 条 7 丁目 9 の 2 におきまして、木造 2 階建て約 136 平方メートルが焼損する建物火災が発生しております。消防職員、団員合わせて 34 名、車両 8 台が出動し消火に当たり、鎮火に至っております。この火災で、近隣への延焼及び死傷者の発生はともにならないところでありまして、出火原因及び損害額は現在調査中であります。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は 12 日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後 3 時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第 7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第 7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇の上、報告願います。

1、教育長（菅原） 教育行政報告をさせていただきます。

広尾高校生のスクールバス利用についてであります。

令和 2 年 4 月から、豊似地区、野塚地区から通学する広尾高校生に対し、スクールバスを利用させていただくことといたしました。現在の在校生と来年度入学予定者を推計したところ、乗車可能と判断したものであります。今後、生徒には、スクールバスまたは十勝バスの利用を選択していただくこととなります。このことにより、通学する生徒の利便性のさらなる向上につながるものと考えております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

特に教育行政報告に対する質問は 12 日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後 3 時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第 8 同意第 3 号

1、議長（堀田） 日程第8、同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。  
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。  
現在、広尾町公平委員会委員であります小山内國男氏が本年12月10日をもって任期満了となります。

小山内氏は、平成23年12月から8年にわたり公平委員会委員としてご尽力をいただきました。  
この場をおかりして厚くお礼を申し上げるところであります。

つきましては、後任の委員として鈴木孝俊氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、昭和31年10月に夕張市でお生まれになり、現在63歳であります。帯広畜産大学をご卒業後、昭和54年から町職員として勤務され、産業建設部農林課、総務部企画情報課を経て平成24年に総務課長として、通算38年間にわたり本町の自治振興にご尽力をいただいております。高潔温厚で責任感のある人格に加え、地方行政にも高い識見を有しておられることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案をさせていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件ですので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

#### ◎日程第9 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第9、同意第4号 広尾町監査委員の選任についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。  
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第4号 広尾町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町監査委員であります大林忠氏が本年12月16日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を監査委員に任命いたしたく、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大林氏は、昭和35年10月のお生まれで現在59歳であり、漁業を営んでおられます。北海道広尾

高等学校を卒業後、北海道農業協同組合学校に進まれ、広尾町農業協同組合に勤務され、営農部長、管理信用部長、参事兼理事などの要職を歴任され、平成23年に退職されるまで、31年間にわたり、本町の農業振興にご尽力をいただきました。平成10年からは、まちづくり推進計画委員、行政改革推進委員、社会教育委員など、本町のまちづくり、教育振興にもご尽力をいただき、平成27年から本町の代表監査委員として、また、昨年からは国保病院評価委員会委員としても大変貴重なご意見をいただいているところであります。高潔温厚で責任感のある人格に加え、地方行政にも高い識見を有しておられることから、引き続き監査委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

#### ◎日程第10 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の加藤紀夫氏が本年7月31日で辞任されたところであります。

加藤紀夫氏は、平成20年7月1日に同委員に就任以来、11年の長きにわたり、町民の人権擁護にかかわる相談業務など熱心に取り組んでいただき、感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、加藤氏の後任者として伊藤了氏を推薦いたしたく、提案させていただくものであります。任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となります。

伊藤了氏は、昭和57年9月30日生まれ現在36歳であります。平成25年5月から真宗大谷派廣縁寺の住職を勤められております。また、平成28年6月から広尾町社会福祉協議会の評議員として社会福祉の振興にご尽力をいただいているところであり、地域住民の信望が厚く、高齢者や子どもの人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めたいとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第11 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第80号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第80号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法においては、特別職の任用と臨時的任用の厳格化、そして一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、会計年度任用職員に関する規定を設けることとされ、地方自治法においては、会計年度任用職員に対する給与に関する規定を整備することとされました。

いずれの改正につきましても、施行期日につきましては令和2年4月1日となっており、本町においても、会計年度任用職員に関する関係規定を制定し、来年4月から施行したいとするものであります。

詳細については、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料をもとに説明をいたしますので、議案資料のほうをよろしくお願ひいたします。

議案資料のほうの1ページであります。

まず、会計年度任用職員制度の概要であります。

左上1、会計年度任用職員についてでありますけれども、四角の枠にありますとおり、勤務時間に応じまして、職員における週の勤務時間である38時間45分を基準に、それよりも短いパートタ

イムという形になります。基準と同じフルタイムの会計年度任用職員の大きく2つに分かれるところでもあります。

次に、右2の現行制度からの移行の関係であります。

枠内網かけ部分の左側が現行であります。矢印以降の右側が今回の制度改正による移行後であります。

まず、上段の現行における非常勤の特別職員ですけれども、法律の改正に伴いまして厳格化されまして、民生委員等の各種委員につきましては、右矢印のとおり、そのまま非常勤の特別職員に、そのほか地域おこし協力隊員等につきましては7名、右下の矢印のとおり、今回の会計年度任用職員に移行することとなるものであります。

また、左側の下、現行の臨時的任用職員についても厳格化されまして、職員の育児休業等により職員に欠員を生じた場合などに限定されまして、それ以外については、右矢印のとおり、今回の会計年度任用職員に移行することとなるものであります。

次に、3の現行制度との主な変更点であります。

臨時的任用職員及び非常勤の特別職員における移行後の制度を右側の会計年度任用職員の欄に示しております。

まず、1行目の任用期間につきましては、採用の日から会計年度の末日までの期間の範囲内とし、次の勤務時間はフルタイムが週38時間45分、パートタイムは38時間45分未満の必要な時間の勤務時間とするものであります。

また、次の給付、いわゆる給与につきましては、給料または報酬として現行水準が下回らない金額に設定しまして、期末手当については、臨時的任用職員の例によりますと、従前より支給しています1.1か月の2回、年間2.2か月を職員と同じ支給月であります1.3か月の2回、年間合計2.6か月とするものであります。

また、休暇、休業や採用、服務については、関係規定の整備、改正を行うこととしております。

次に、2ページをお願いいたします。

4の移行する職種等の①、給付関係であります。

今後におけます3類型での代表的な職種を示しております。

右側の会計年度任用職員移行後の欄で前段説明しました、パートとフルタイムにおける報酬・給料の支給を示しております。

また、下段の②、報酬・給料等の主な改正点を改正前、改正後で示しておりまして、主にはフルタイム勤務におきましては、日給月給であったものを月額給料制とするものであります。ただし、上限を設定するというような形になるものでございます。

次に、3ページであります。

5、職種別基準表であります。

規則に委任します初任給、ここでは基礎号給をあらわしております。

また、右隣、上限の設定を表で示しているところでもあります。

次、4ページをお願いいたします。

同じく、規則に委任する有給休暇の関係であります。

(1)の別表1につきましては、現行の制度を引き継ぎ、任用が令和2年4月1日以降、いわゆる1年目の職員は最大10日の有給休暇が付与されるものであります。

次の(2)、別表2につきましては、任用後2年目に加算される有給休暇の日数を示しているものであります。

また、(3)の別表3については、パート職員の有給休暇の付与日数を示しているものであります。

次に、議案4ページからの条例につきまして、その構成と内容について議案資料の5ページのほうでご説明をいたします。

まず、第1条の関係であります。

こちらにつきましては、法令に基づく趣旨について規定しているものであります。

次、第2条につきましては、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の定義を規定しております。

次、3条につきましては、給与の内容等を規定しまして、議案5ページから9ページの第4条から第17条までにつきましては、フルタイム会計年度任用職員に係る給料表、期末手当等の各種手当を規定しております。

次、議案9ページから議案14ページの第18条から第27条までは、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬等について規定をしております。

次、第28条につきましては、職員と同様に保険料等を給料から控除できるとする規定であります。

次、第29条につきましては、交通安全専任指導員に係る報酬の規定であります。

次に、議案15ページの第30条でありますけれども、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の規定。

次の第31条及び32条につきましてはパートタイム会計年度任用職員の費用弁償支給に係る規定、第33条につきましては休職者の給与、第34条につきましては規則委任の規定でございます。

次に、議案15ページ下段から16ページの附則の関係であります。

まず、1項としまして、施行期日のほうを令和2年4月1日からとするものであります。

2項としまして、現行の臨時職員等が施行日である令和2年4月1日以降、引き続き会計年度任用職員として任用されまして、現行の賃金額に達しなかった場合には現在の賃金額、いわゆる現給を保障するとする規定であります。

以上、議案第80号に係る補足説明であります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 今回のこの会計年度任用職員制度の部分については、平成29年5月に地方自治法が改正されて、今日の改正に至ったわけでありましてけれども、この中で例えば、今の説明の中で、

いわゆる雇用期間というのは特にうたわれておりません。ある自治体では、例えば5年とかそういった有期雇用という形で、その後については正職員化とかということを含めて規定しておりますけれども、この部分については、本町の条例については載っておりませんが、その点についてご説明いただきたいと思います。

それから、あわせて、正規職員であれば、いわゆる定年制といいますか、職員の部分で規定されておりますけれども、この条例の中にはそういった年齢規定がございません。したがって、例えば70歳以上でも雇用できるということに解釈できますけれども、この点についてのご説明をお願いしたいと思います。

あと、あわせて、特に労働組合等では、従前の地方公務員法は6か月、6か月の1年限度ということでしたけれども、今回この繰り返しということで、ただ、このことが、いわゆる非正規職員の固定化といいますか、そういったことが危惧されるということが指摘されていますけれども、その点についてご説明いただきたいと思います。

あと、議案書16ページに別表第1で給料表がありまして、1級、2級、3級でそれぞれ号俸がありますけれども、当然、非正規の方、会計年度職員の方についても、中途採用という方もあるかと思うのですが、これらのいわゆる前歴換算、これはどのような形で行うのかについてご説明いただきたいと思います。

#### 1、議長（堀田） 白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、雇用期間の関係でございます。雇用期間につきましては、会計年度任用職員ということで、1会計年度の雇用ということで法律のほうもなっております。ただし、継続して雇用するというようなことは可能であるというような規定となっております。

2点目の定年制の関係でございます。国の非常勤職員のほうを準じまして作成をしているところでありまして、国におきましても、定年制という形の雇用形態を想定してはございません。したがって、会計年度ごとの部分での原則なしというような形で現在のところ考えているところでございます。

あと、3点目の固定化の部分でございますけれども、国のほうにおきましても非常勤職員という形の部分でございますけれども、財政的な面等々いろんな諸状況を勘案しつつ、今後の部分については推移を見守っていきたいというふうに考えてございます。

あと、4点目の中途採用の関係でございます。中途の部分につきましては、基本前歴のほうは換算しないと、あくまでも令和2年4月1日以降の部分で雇用が、会計年度が始まりますので、その部分の前歴換算のほうはしないというような形で考えてございます。

以上です。

#### 1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 1つ、定年制の年齢規定がないということは、国の法令に準じてということな  
のですけれども、やはり一般的なその部分で、他のそういった職員とのバランスという意味では、  
一定程度、どの程度の年齢でということを考えておられるのか、これについて再度ご説明いただき  
たいと思います。

それと、先ほど前歴換算をしていないということなのですけれども、たまたま先ほどの職種の事  
例で例えば地域おこし協力隊員のお話がありましたけれども、従前も広尾町、協力隊員が何人かお  
手伝いしていただいておりますけれども、この方々は、いわゆる元会社員であったり、そういった  
部分でかなりの経験を積んで、それで本町の協力隊員として貢献されていますけれども、これらの  
前歴換算がされていないということについては、ちょっと違和感を感じるのでございますけれども、その点  
についてもう一度ご説明お願いいたします。

1、議長（堀田） 白石総務課長。

1、総務課長（白石） 1点目の定年制の関係でございます。目安としましては、現行、臨時的任  
用職員の部分の規定を持っておりますので、60歳あるいは65歳というような部分を念頭には想定  
をしているところでございます。

また、地域おこし協力隊の部分につきましては、条件提示の部分でそういう形で条件を設定して  
雇用の部分を示しますので、今のところ現行の部分でも前歴換算の部分という形では任用の部分  
をしていないという部分もありますので、条件設定をしまして広く募りたいというような形で考  
えております。

以上です。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

休憩前に引き続き、本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につい

てを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、先ほど議案第80号でも申し上げましたが、地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、引用する関係条例について一括して整理し、改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案23ページの一括整理条例につきまして、議案資料のほうでご説明をさせていただきます。

資料の6ページのほうの広尾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第1条関係）から9ページ下段、広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例（第9条関係）につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴います関連条例の規定につきまして、文言の整理及び条項の追加を行っているものでございます。

次に、資料の10ページ及び11ページの関係でございまして。

こちらのほう、広尾町交通安全専任指導員設置条例の関係でありますけれども、制度のほうが任命行為から募集、そして任用と変更になることに伴いまして、関連条項の削除、そのことに伴う条の繰り上げ及び文言の整理を行っております。

また、議案のほうになりますけれども、議案の26ページ、第11条、職員の育児休業等に関する条例につきましては、同じ制度の創設に伴いまして、育児休業の条例のほうを全部改正するものでございます。

以上、議案第81号にかかわる補足説明であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 81 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 13 議案第 82 号

1、議長（堀田） 日程第 13、議案第 82 号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 82 号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、本条例について、要領に準じて印鑑の登録資格について改正を行うとともに、条文中の文言整理を行うものであります。

改正の内容であります。成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行し、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることができるものであります。成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項が見直されたことに伴う改正であります。

なお、改正に伴う新旧対照表は、資料の 12 から 13 ページであります。

施行日につきましては、国に合わせて令和元年 12 月 14 日から施行したいとするものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 82 号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 14 議案第 83 号

1、議長（堀田） 日程第 14、議案第 83 号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 83 号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成 15 年 4 月 1 日以来、据え置いております本町の一般廃棄物処理手数料のうち、ごみ処理手数料を改正したいとするものであります。

ごみ処理手数料につきましては、平成 15 年度から有料化にさせていただきましたが、以降 16 年間、現在の手数料に据え置いてきたところであります。この間、人口減少やプラスチック製容器包装の資源化に伴うごみの減量化でごみ処理手数料が減少しております。今後も、適正かつ円滑なごみ収集運搬事業を行うため、料金改正をしたいとするものであります。

改正の内容であります。現行のごみ処理手数料が 1 枚当たり 10 リットルについては 20 円を 30 円に、20 リットルは 30 円を 50 円に、30 リットルは 50 円を 90 円に、45 リットルを 40 リットルに規格を変更し 70 円を 120 円に、それぞれ改正したいとするものであります。

附則であります。施行日につきましては、今後約 6 か月の周知期間を設け、令和 2 年 7 月 1 日から施行したいとするものであります。

経過措置といたしまして、施行日前に購入したごみ袋につきましては、施行日以降も使用が可能とする旨の規定であります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明を申し上げます。

議案資料の14ページから説明させていただきます。

1番の年度別ごみ収集委託料・証紙売上額でございます。

ごみ収集が有料化になったのが平成15年度でありました。ごみ処理量の一部をごみ袋の売上額でご負担いただくもので、その目安として収集運搬のおおむね50%との考え方でございました。

下段の表になります。平成15年度の収集委託料が4,113万9,000円でございます。証紙の売上額が3,354万9,000円でございますが、収集委託料に対する証紙売り上げの比率が81.6%でございます。平成16年度では61.6%、平成17年度では59.7%でした。それが、右側になりますが、平成30年度の実績では25.8%まで減少しました。右端の改正後につきましては、45.7%との試算でございます。

平成22年度にはプラスチック製容器包装が資源化、平成24年度には本、雑誌が資源化、平成28年度には雑紙が資源化されました。また、平成15年度末の広尾町の人口については8,828人、平成30年度末の人口は6,705人となりまして、2,123人、人口が減少しております。ごみの減量化、それから人口減少に伴いまして、ごみ袋の販売額が減少しました。

続きまして、15ページをお願いしたいと思います。

十勝管内のごみ処理手数料等一覧表でございます。

ごみ袋1枚当たりの金額ですが、下段の南十勝複合事務組合をごらんいただきたいと思います。10リットルが20円、20リットルが30円、30リットルが50円、45リットルが70円となっております。

これをくりりんセンターの構成市町村の中札内村、更別村と比較してみます。表の上から4段目、5段目になります。10リットルが40円で南十勝の2倍、20リットルが80円で2.7倍、30リットルが120円で2.4倍、45リットルが160円で2.3倍となっております。

他の市町村においても、おおむね南十勝の1.5倍から2倍の水準となっております。

次に、大型ごみの料金ですが、南十勝は1個につき70円、45リットルのごみ袋1枚の料金です。中札内村、更別村につきましては、1個500円で南十勝の約7倍。ほかの市町村でも、規格にもよるのですが、100円から600円と、南十勝と比較してかなり高い水準にあります。

次に、持ち込みごみの料金ですが、南十勝は無料です。くりりんセンターにおいては、10キロごとに170円かかっております。イメージとしては、最大積載量350キロの軽トラック、これに満載したごみ350キロとしますと、これを南十勝に持ち込んだ場合は無料です。くりりんセンターに持ち込んだ場合は約6,000円かかることとなります。

このように、南十勝複合事務組合の広尾町においては、ごみ処理に係る料金、手数料を他の市町村と比較しまして、かなり低く抑えているということになります。

続きまして、16 ページでございます。

3のごみ処理手数料の改正です。

現行につきましては、10 リットルの袋が1枚当たり20円、20 リットルが30円、30 リットルが50円、45 リットルが70円です。

改正後になります。10 リットルの袋が30円、伸び率が50%、20 リットルが50円、伸び率66.7%、30 リットルが90円、伸び率が80%、45 リットルの袋については規格を40 リットルに変えまして120円と改正したいと思っております。伸び率は92.3%となります。

現行では、袋の容量が大きくなるにつれて価格が割安となる傾向でしたが、1 リットル当たりの単価を、他の十勝管内を参考といたしまして、3円と統一して改正いたしました。伸び率が袋の容量が大きくなるにつれて上がっていくのは、このためでございます。

ただし、次の4のごみ処理手数料収入試算で平成30年度実績が記載されていおりますが、20 リットルの袋が一番多く売れております。多く売れていることへの配慮、また、高齢者世帯の購入が多いことも考えられますので、1 リットル当たり3円ではなく、2.5円と値上げ幅を抑えております。また、大型ごみについても、1個につき40 リットル袋1枚120円となります。

続きまして、4のごみ処理手数料収入の試算でございます。

現行の平成30年の実績ですが、燃えるごみ袋の売り払い枚数が22万1,400枚で金額884万6,500円、燃やせないごみ袋の売り払い枚数が3万1,530枚で金額が141万800円、燃えないごみ袋の売り払い枚数が1万6,500枚で50万2,200円です。合計で売り払い枚数が26万9,430枚で、金額で1,075万9,500円です。

改正後になります。燃えるごみ袋は金額で1,567万3,400円、現行に対しまして682万6,900円の増、77.2%の伸び率です。燃やせないごみ袋が金額で254万5,680円、現行に対して113万4,880円の増、80.4%の伸び率です。燃えないごみ袋が金額で83万9,400円、現行に対して33万7,200円の増、67.1%の伸び率です。合計金額が1,905万8,480円、現行に対しまして829万8,980円の増、77.1%の伸び率と試算をしております。

続きまして、17 ページをお願いしたいと思います。

5、世帯別ごみ処理手数料の試算でございます。

平成31年3月末の広尾町の人口6,705人、世帯数3,303世帯、これをもとに世帯数での試算を行いました。

現行の1人世帯では、ごみ袋の売り払い枚数が45枚、金額で1,810円。改正後では、金額3,210円で1,400円の増、77.3%の伸び率です。

2人世帯では、現行のごみ袋の売り払い枚数が86枚で金額3,420円。改正後では、金額で6,070円、2,650円の増、77.5%の伸び率です。

4人世帯では、現行のごみ袋の売り払い枚数が166枚、金額で6,620円。改正後では、金額で1万1,770円で5,150円の増、77.8%の伸び率です。

広尾町の1世帯当たりの平均人数は2人です。2人世帯の試算が広尾町の1世帯当たりの平均的な試算と思われます。

議案資料18ページにつきましては、新旧対照表となっております。

先ほど申しましたが、施行日については、6か月間の周知期間を設けまして、令和2年7月1日でございます。

また、経過措置といたしまして、施行日前に購入したごみ袋については、施行日以降についても引き続き使用可能としたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正でありますけれども、長年ごみ袋の手数料については低く抑えてきて、先ほどの資料を見たら十勝管内でも一番下のほうなのですけれども、今回の改定については、そういった意味で一定程度の理解はいたしたいと思っておりますけれども、平成4年度から、いわゆる南十勝衛生センターができて以来、南十勝複合事務組合、本町と大樹町と幕別町忠類地区で運営してきていますけれども、例えば、この手数料の値上げについて、ほかの2町の動向というのは把握されているか、ご説明いただきたいと思っております。

それから、今回、今説明ありましたけれども、ごみ袋手数料の改定について、例えば10リットルあるいは20リットルは値上げ幅が50%あるいは66.7%でありますけれども、30リットル、45リットルが40リットルになりましたけれども、これらが80%から92.3%という形で、とりわけ40リットルは2倍近い引き上げでありまして、住民の方からも、倍近い値上げについては、日常のことなので非常に支障があるというようなお話も受けております。

それで、先ほどの説明の中で、20リットルについては30円を50円にということでありまして、例えば40リットルが120円ですよね。例えば、20リットルを2つ足しますと100円で済みます。そうすると、いわゆる20円、受益者が得をするといえますか、それから30リットルについても、これを2個出すと180円になりますけれども、20リットルを3個出すと150円ということで、30円のそういったカバーができるという形になります。

そういった意味では、結果として、先ほどの資料を見たら30リットルと45リットルで大体年間9万4,000枚以上出ていますけれども、20リットルが8万1,000枚ですから、それ以上の割合を占めているわけでありまして、当然、住民の生活防衛という観点からいけば、30リットル、40リットルにシフトすることはあり得ないなというふうに感ずるのですけれども、その点についてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 他の町村の動向なのですが、今回の値上げをするに当たりまして当然3町で事務を行ってきております。そこで、当然、料金の値上げについても足並みをそろえまして、3町で同じ金額で改正したいという提案を事務方でいたしました。

その段階で、当然、町村ごとの事情がありますものですから、今回はこの町村は値上げをしないで、事務の手数料の見直しをかけている広尾町のみでゴミ料金の値上げをするという方向で、ほかの町村と理解を得ながら料金の改定をしている状況でございます。

あと、20リットルの袋につきましては、ご指摘のように料金は2.5円で据え置いております。この件につきましても、当然、生活を守る立場から消費者の皆さんにはうまく利用していただいて、生活の防衛を図っていただくのも一つの方法かなと思っておりますので、その意味も含めて20リットルの袋については値上げ幅を抑えております。

以上です。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目ですけれども、先ほども言いましたけれども、平成4年度から3町で一体となって今までごみ行政について推奨をしてくれておりますし、いろんな今までの、私も以前指摘して廃プラを資源化したとか、雑誌とか本類の資源化も含めて、これらも最終的には3町一体で進めてきたということでありまして、料金についても当初の設定からこういう形でやってきておりますけれども、今回広尾だけ先行するという点についてはちょっと違和感を感じるのですけれども、その点についてもう一度お答えいただきたいと思っております。

それと、先ほど言いましたように、うまく利用してもらいたいということなのですが、実はこの価格設定について、私、小学5年生の子どもにちょっとお聞きしたのですけれども、いわゆる20リットルの袋の50円と、例えば30リットルの袋の90円、40リットルの袋120円、これをどういう形で利用するかということをお聞きしたら、当然20リットルに全部シフトしますというお答えが返ってきました。当然だというふうに思うのです。そういった意味では私はやっぱり、10リットルはリットル当たり3円ですけれども、30リットル、40リットルも20リットルと同様にリットル当たり2円50銭にすることによって、それぞれの世帯の状況に応じて20リットルを使う方もおりますし、40リットル使う方もおるかと思うのですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ほかの町村との兼ね合いでございますが、先ほど申し上げました、平成29年度に広尾町の行政改革を行っております。その段階で大樹町、幕別町さんもそれに合わせて提案をしたかったのですが、広尾町の都合もあるということなので、とりあえず広尾町だけ事務の合理

化もありましたので、先立って料金を上げさせていただくということで了解をもらったというか、同意をもらったといえますか、それぞれその市町村の事情もあるということですから、今回は広尾町が先ということになった経過がございます。

それからあと、20リットルの袋なのですけれども、当然20リットルが2.5円ですからほかのごみ袋も2.5円ということにもなるのですが、十勝管内の趨勢を見てみましたところ、ほぼ3円が一般的で当初から南十勝はそれぞれ安く抑えてきておりますが、十勝管内は3円ということでした。

今回の値上げに当たりまして、ほぼほぼ一定の3円で統一してごみを値上げする方向ではあったのですが、20リットルの袋につきましては突出して使用量が多いと、これを3円で上げることにについてはちょっと忍びないのかなということもありましたので、何とか20リットル、多く売られているごみ袋については、2.5円に抑えて料金を設定したということでもあります。よろしく願いいたします。

#### 1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 確かに、十勝管内の部分では、先ほども、あるいはさきの議員協議会でも資料を示されて、そういう部分では理解はしていますけれども、たまたま本町について言えば20リットルが2円50銭ということで、そういった逆転現象が生ずるわけですね。ほかの管内の町村はそういったものがないという形ですから、そういった意味では、そういった矛盾は出てきませんけれども、本町に関しては、今言ったように20リットルと40リットルの引き上げの幅も違ってきますし、それで逆転現象が生ずるということは、多分住民の皆さんも、これがもしこのまま施行されたら、おかしいということになりますし、当然、先ほども言ったように、20リットルに集約されると。そういった中で生活防衛をなされるというふうに思うのですけれども、先ほど30リットル、40リットル、十勝管内並みの数字に合わせたということなのですけれども、先ほどの冒頭の南十勝複合事務組合の3町の今回の改定についても、それぞれの町村の事情があるという形で広尾町だけ先行するわけですから、このことに関して管内が例えば90円だからではなくて、広尾町のこの料金設定、そういった意味では、やっぱり整合性のとれたリットル当たり2円50銭にすべきではないかと思えますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

#### 1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） ごみの処理料が有料化になったのが平成15年で、以降16年間値上げを控えてきたのですけれども、ここに至りまして、料金をどうしても上げさせていただきたいという思いがありました。ただ、上げる段階でやっぱり基礎となる数字を持っていないと皆さんに説明できないということもありまして、おおむね十勝管内に近づけていこうという考えがありました。その段階で十勝管内で1リットル当たり3円が主なので、3円というふうに提案させていただきました。ただ、何回も言いますが、20リットルの袋については、生活様式等々で広尾で一番多く売れている

ごみ袋の一つとなっております。一番多く売られています。このごみ袋を2.5円に改正することによって、想像ですと使用量がまた増えるのかなと、そういうふうには思っております。ただ、生活防衛の中でそれも一つの選択肢かなと思っているところもありますので、それでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 平成15年にごみが有料化された、それ以来据え置いてきたということなのですが、この間、燃えるごみの1人当たりの排出量というのはどのように変化しているのかについて説明をしていただきたいと思っております。

それから、今説明がありましたように、有料化した後もプラごみを資源化したり、本や雑誌、雑紙を資源化したりということで、一生懸命取り組んできているわけですが、生ごみの減量化という対策については、これまでどのように検討されてこられたのか説明をお願いします。

それから、南十勝の手数料が、今、示されました資料のとおり、管内の市町村と比べても低い状況にあるということは理解をします。ただ、公共料金の引き上げというのは、やはり慎重であるべきではないかなというふうに思うのです。消費税が10%に増税されて家計に大きな負担となって買い控えも出ているという状況がある中で、80%、90%の伸び率というのは非常に住民にとっては負担感が大きくなると、そういう懸念をするのですが、その点についてはどのように検討されたのでしょうか。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） まず、最初の生ごみの状況についてご説明したいと思っております。

平成14年度と平成30年度の生ごみの量の推移を見ますと、62.8%、約40%の減量を見ております。全体のごみの量でも約4割程度ごみの減量化が図れている状況でございます。

次に、管内の生ごみの状況なのですが、広尾町の保健衛生推進協会というところで、毎年、生ごみ処理機をあっせんしております。ただ、量的には多く売れていませんで、年1、2個というところになります。ただ、以前推進はしていたのですが、キツネだとか熊だとか、そういうところもありまして、なかなか普及していかないのかなと思っております。引き続き、あっせんはしていくつもりでおりますので、よろしく申し上げます。

あと、管内と比較して料金のことなのですが、先ほど申しましたが、15年以降値上げをしていなくて、ごみの処理の円滑な推進もありまして、今回袋の値上げをお願いしているところがございますが、何とか20リットルの値上げを抑えておりますし、そのところでご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 燃えるごみの量なのですけれども、平成15年と30年と比較をすると、燃えるごみではそんなに変わっていないのではないかと思いますので、この数字についてもう一度説明をお願いしたいと思います。1人当たりのそれが増えているのか減っているのか、そこについて説明をお願いします。

それと、生ごみの資源化というのですか、コンポスターですとか、そういうものがあるということなのですが、私も実際に使ってみました、キツネが来たりとかやっぱり隣近所に迷惑をかけるというようなこともあるものですから、なかなか自分の家で段ボールでの分解だとかもやってみましたけれども、一長一短あって、なかなか今言われたような方法では家庭で資源化というのは難しいかなというふうに思うのです。それにかわる方法というものもやはり考えていくべきではないかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 先ほどの生ごみの1人当たりの数量となっております。数字で言いますと、平成14年では1人当たりの生ごみの量が333.9キロになります。平成30年度では280.3キロになります。ただ、ごみの有料化になった平成15年では286.4キロ、平成30年と比較して6キロほど低く抑えられております。これ1人当たりです。

そして、なぜあれかという、資源ごみにつきましては、平成14年が50キロ、平成15年が51キロ、あわせて平成30年が57キロですので、資源ごみでの回収で逆に7キロ多くなっています。だから、生ごみで減って、資源ごみで多くなっているということもありますので、全体的に通しますと1人当たりでも、やはり生ごみは減っているという状況になります。よろしくをお願いします。

それからあと、生ごみなのですが、おっしゃられたようにコンポスターとか段ボールとか以前広尾町でも推進を図ってまいりましたが、なかなか普及していないというところでございます。いつもどうやったら生ごみを減らせるのかということが至上命題ですので、重さを何とか減らすということで、水切り等とかということも皆さんにお知らせしているのですけれども、さらにいろんな情報も取り寄せながら、今後とも、要するに生ごみの減量化に向けて取り組んでいきたいなと思います。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 生ごみの1人当たりは減っているということですから、ごみの出し方もそれぞれ住民の方も考えながらやっているということが、今おっしゃった数字から言えるのではないかなというふうに思うのです。

それで、やはり資源化をどうやっていくかということも、料金を上げるということも財政的には

必要と思つての提案かと思うのですけれども、やはり資源化をしていくということにもっとシフトをして、いい方法がないものかどうか、先進例をもっと研究して取り入れるということもあわせてやっていく必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） おっしゃるとおり、今後とも、ほかの市町村、例えば道内の市町村、先進地の事例をはっきりと把握しながら、生ごみの減量化に向けて取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 8番、渡辺議員。

1、8番（渡辺） 1点は、この値上がりすることによる不法投棄の問題をどう考えるかなという心配がありますので、その辺の対策はどうなっているのか。

それともう一つは、この表記の問題、細かいことなのですが、伸び率と書いてありますが、この伸び率という論理は、取る側の論理であって払う側の論理ではないと思いますが、これはこれで正しいのでしょうか。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 値上げに伴う不法投棄の頻度というのですか、当然心配しております。当然心配されることですので、年2回、関係団体とパトロールを行っていますが、その頻度だけではなく定期的に、要するに投げられそうな場所があるものですから、そういうところを頻回に見回って減らしていきたいなと思います。

あと、それから表記の問題なのですが、どんな表記がよかったのかなと思いながら表記はしていました。例えば1.5倍だとか2倍だとか、そういう表記も考えたのですが、伸び率という方法を使って表記をさせていただきました。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） 今回、値上げしようとするこの議案が提案されていますけれども、現状の購買にかかわっての状況というのをちょっと確認したいのですけれども、もちろんこれ切手、証紙の類いなので、町内どこでもそうですけれども、いわゆるポイントとかはつかないことになっていますね。サンタ関係のポイントあるいはまた個人の事業主でやっているポイントについても、それは該当しないということで来ていると思うのですけれども、国が今回5%のキャッシュレスどうのこうのというやつを来年6月までやることになっていますけれども、こういう中で、もちろん5%の割

引が本来は該当しないこのごみ袋なのですけれども、実際にレジがきちっと整備されて、きちっと分割できているところはいいけれども、そうではないところについては、かなり私はあやふやになっているのではないかというふうに危惧するのですけれども、その辺について国は、当然切手、証紙の類いだから除外してやりなさいということだと思っただけけれども、実際に国からこういうものについては、通達といいますか、そういうのがあったのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。それが1つ。

そして次に、この値上げに関してそれぞれの、今ほかの議員が言われたように、20リットルを2つ買うよりも40リットルを買うほうが高いというような、何か非常に今までと全く逆転ですよ。今までは現行では、リットル当たりでいくと、ここにも書いてありますように、10リットルが2円で、あと1.5円でここがぐっと下がりますけれども、あとは30リットルと45リットルが1.67円、1.56円とだんだん大きくなるに従って安くなると。ボリュームが多くなればなるほどそれだけ差がつくと。これはよくあるケースで、団体割引とか人数が多くなるとより安くなるということですから、それに完全に今度は逆行して、40リットルが120円とかなりずば抜けていますけれども、こういう整合性がとれないということをお認めしながら、いわゆる値上げをそれぞれするのだけれども、この一番使われている20リットルについては、忍びないという何か心優しい答弁なのだけれども、だけれども、いわゆる地方公共団体として、やっぱりやっていく上できちっと整合性がとれていることが第一優先ではないかなと思うのです。そうすると、その論理、そういうふうに私が言っていくと、今度は逆に20リットルをもうちょっと値上げしろというようなことに聞こえてしまいそうですけれども、非常にその辺、それこそ心苦しいのですけれども、これ、今までのほかの議員も言われているように、よりごみを出さないで、この町として徹底してごみをがちり減らすという意欲を持って、それでもってリットル3円のところを2円で均一で全部やっていくというような、そういうような気概が自治体としてはやっぱり必要だと思うのです。今、海洋汚染とか海洋プラスチックとかいろんな問題で、地球はもうごみの山になろうとしています。そういう中で一番大事なことは、ごみの減量化だと思うのです。そのためにも値段は安くしてこの町としてはやっていくのだということで、そのかわり金額もできるだけ抑えましたというふうに、そういう態度で示して、この町が生きてやっていくべきではないかというふうに私は思うのですけれども、そういう話はなかったのでしょうかと思います。そのことについてお答えいただきたいと思います。

#### 1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 国のポイント制度、以前からこのごみ袋については証紙という扱いですので、当然ポイントはついていないように思いますし、確認する必要もあると思うのですけれども、認識としてはポイントはついていないというふうに考えております。

それから、ごみの20リットルが50円であります。これを20リットルの袋を2枚買うと100円、40リットルが1枚で120円、割安感があるということでのご指摘だと思うのですけれども、当初値上げするに当たり、今までのこの1.5円だとか1.6円だとかを統一しなければ、統一したリットル

のごみの収集にしようという考えがまずもってありました。そして、十勝管内では何が主流なのかといいますと、やっぱり1リットル3円が主流であるということが調べてわかっていましたので、3円にするのか統一指定にするのかという大前提がありました。ただ、これを図っていくうちに、当然20リットルの袋が多く売れています。その中には高齢者の方の世帯もおられますし、生活様式も変わって単身者もいて、20リットルが一番都合のいい袋だという認識があるのだと思います。そこで多く売れていることへの配慮として、3円にしたかったのですがけれども、やはり抑えて2.5円にして値上げ幅を抑えたというのが現状ではございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

1、議長（堀田） 引き続き、本案に対する質疑の発言を許します。

10番、<sup>おだ</sup>小田議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） あと1つ聞きますけれども、10リットル30円、20リットル50円、こういういわゆる表みたいなのを多分広報か何かに販売するときに掲載といいますか、お知らせすることになると思うのですけれども、そうすると当然のように、じっくり見る人は、見なくても、20リットルが50円で40リットル120円というのを見て、これ2つ買っても40リットルを買うのは2割アップなのだとことをわかりますよね。そういう疑問を持つことを想定して、どのような注釈というか、そういうのをくっつけるのか、そこに書くのかということをちょっと聞きたいのですよ。これはただ興味本位ではなくて、事実そういう想定をされるわけだから、そこで役場の人に対して聞いてきたりとか、やっぱりいい注釈が必要だと思うのです。字が厚いとか、そういうことだったら少しはわかるかもしれないけれども、その辺をちょっと。なぜかという、やはり自治体としてこういうことを公表するわけだから、できるだけ住民の方に誤解されないようにするべきだと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） この表記について、当然6か月間の周知期間がありますので、その中で広報では当然説明はしていきたいと思ひます。ただ、今のところ20リットルの袋を2枚買って100円、当然割安ということになりますので、表記については、今のところ考えてはいないのですけれども、当然そういう問い合わせが来ることも予想されますので、そのときについては、丁寧に説明

していく必要があるのかなと思っています。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 修正動議を提出いたしますので、休憩をよろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ここで、暫時休憩します。

午後 1時03分 休憩

午後 1時04分 再開

再開します。

1、議長（堀田） ただいま、前崎茂議員外1名から議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の修正案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出をいたします。

議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

改正別表中「90円」を「75円」に、「120円」を「100円」に改める。

提案理由の説明であります。

本提案内容については、十勝管内と比してごみの処理手数料に係るごみ袋料金が南十勝複合事務組合の料金が安いので、引き上げる改定であります。

今回の引き上げについて、管内の状況から見て一定の理解はいたしますが、10リットル及び20リットルは50円から66%の引き上げに対し、30リットル袋は80%、40リットル袋は92.3%の引き上げで、従前の倍近い値上げであります。住民からも、倍近い値上げは住民生活に支障があるという声も出ております。

また、30リットルや40リットルは、この場合割高となるわけでありまして。例えば、20リットル2個で100円、40リットルは120円と逆転する現象が生じます。

また、容量が大きくなるにつれ、ポリウムディスカウントで安くなるのが一般的であり、これらを鑑みると30リットル、40リットルの袋は提案の内容では利用されなくなるのは明らかであります。30リットル、40リットルのごみ袋手数料も1リットル当たり2円50銭にし、整合性を図るべきではないかと修正案を提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。修正案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番（北藤） 議案第83号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は原案に賛成の立場で討論いたします。

ごみ処理手数料については、平成15年から有料化となりましたが、以降16年間、現在の手数料に据え置いております。人口減少やプラスチック製容器包装の資源化に伴うごみの減量化で、ごみ袋の売上額が減少しております。改正に当たり、多くの売れているごみ袋については、値上げ幅を抑えております。

また、経過措置としまして、施行日前に購入したごみ袋については、引き続き使用可能としております。

今後とも適正かつ円滑なごみ収集運搬事業を行うため、ごみ処理手数料の改正に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、原案または修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に原案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。

11 番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11 番（旗手） 議案第 83 号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議に賛成の立場で討論を行います。

平成 15 年ごみ有料化以降、ごみの 1 人当たり排出量は変わっていません。プラごみの資源化、本、雑誌、雑紙等の資源化に取り組んできましたが、さらに生ごみの減量化の対策も講じなければと考えます。

南十勝の手数料は管内の市町村と比べ低い状況にあることは理解しますが、消費税 10%増税が家計に大きな負担となり、買い控えも出ている状況にあります。公共料金の引き上げは慎重であるべきで、80%、90%の伸び率は負担感が大き過ぎるので、修正案に賛成します。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第 83 号 広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

まず、修正案について、起立により採決を行います。

修正案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数であり、よって修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 15 議案第 84 号

1、議長（堀田） 日程第 15、議案第 84 号 町道路線の認定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 84 号 町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町農業協同組合との土地交換により町道敷地幅が町道認定審査基準を満たしたこと

から、町道として認定するものであります。

議案資料の19ページに路線位置図をお示ししております。

路線名は豊似市街北道路、起点は字紋別630番15から終点は字紋別18線50番44までの89.64メートルであります。

道路法第8条第2項の規定より議会の議決をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす11日は議事の都合により休会とし、12日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時15分